

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物に附置すべき駐車施設に関する条例(昭和 42 年 3 月条例第 54 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとは、自動車が円滑に回転しうる構造のものであつて、駐車のために供する部分の面積が 150 平方メートル以上の駐車施設にあつては次に掲げる基準を満たすものをいう。

- (1) 当該駐車施設内の車路の有効幅員は、おおむね 5.5 メートル以上(当該車路が自動車の通行につき一定の方向にする通行が禁止されている場合(以下「一方通行の場合」という。)にあつては、おおむね 3.5 メートル以上)であること。ただし、やむを得ない理由により有効な当該駐車施設内の車路の幅員が設けられない場合は、警報装置等を設置し、自動車が支障なく出入りできるものであること。
- (2) 当該駐車施設の自動車の出入口付近は、当該出入口に面する道路の交通に支障を及ぼすおそれのない構造とし、当該道路を通行するものの存在を容易に確認できるものであること。

(特殊の装置)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設で自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものと市長が認めるものは、当該特殊の装置について駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条の規定により国土交通大臣が同令第 2 章第 1 節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたもの又はそれらと同等以上の効力を有するものとする。

(建築物の共用部分の案分)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の表(え)項に掲げる建築物の部分を 2 つ以上有する建築物の部分の延べ面積の計算については、当該建築物の機械室その他の共用部分の延べ面積を当該建築物のそれぞれの用途に供する部分(機械室その他の共用部分を除く。以下この条において同じ。)の延べ面積の割合で案分し、当該建築物のそれぞれの用途に供する部分の延べ面積に加算するものとする。

(附置の特例の承認基準)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定による市長の承認は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 当該建築物の構造又はその敷地の状況により、駐車施設を設けることが著しく困難な場合
- (2) 当該建築物の敷地に駐車施設を設けないことが地域のまちづくり又は都市景観の形成に資する場合
- (3) 建築物に駐車施設を附置すべき者が当該建築物の敷地の近くに駐車施設を所有し、又は管理しており、当該駐車施設を条例第 9 条第 1 項の隔地駐車施設(以下単に「隔地駐車施設」という。)とすることを市長が適当であると認める場合
- (4) 法令(条例その他の関係条例を含む。)の規定により当該建築物の敷地に駐車施設の出入口を設けることができない場合

- 2 隔地駐車施設を設けた者は、建築物の利用者その他市長が必要があると認める者に対して、その位置及び駐車台数の周知を図らなければならない。

(附置の特例の申請等)

第6条 条例第9条第2項の規定による申請は、次に掲げる図書を添付した様式第1号による隔地駐車施設(変更)承認申請書を提出して行わなければならない。

- (1) 隔地駐車施設の付近見取図
- (2) 隔地駐車施設の配置図
- (3) 隔地駐車施設の平面図
- (4) 隔地駐車施設が交通の安全及び円滑化、良好な街並みの形成又は土地の有効な利用に資することが確認できる図書
- (5) 隔地駐車施設を長期間利用できることが確認できる図書
- (6) 隔地駐車施設の周知計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める図書

- 2 条例第9条第4項の規定による届出は、隔地駐車施設を設置したことが確認できる図書を添付した様式第2号による隔地駐車施設設置完了届を提出して行わなければならない。

(公共交通利用促進措置)

第7条 条例第9条の2の規定による市長の承認は、次の各号のいずれにも該当するときに行うものとする。

- (1) 当該建築物が条例第2条第1号に規定する駐車場整備地区のうち市長が指定する地区に位置すること。
- (2) 公共交通機関の利用の促進及び自動車の利用の抑制を目的とした措置(以下「公共交通利用促進措置」という。)を行うこと。
- (3) 公共交通利用促進措置の実施により、自動車交通の渋滞その他の交通状況の悪化を防ぐこと。

- 2 条例第9条の2の規定により減ずることができる駐車施設の駐車台数は、附置しなければならない駐車施設の駐車台数の5分の1を上限とし、公共交通利用促進措置の内容に応じた緩和率を乗じた台数(公共交通利用促進措置による駐車需要の低減量の根拠が明確に示された場合は、当該低減量に応じた台数)であつて、市長が条例第9条の2に規定するとき該当すると認めるものとする。

(届出)

第8条 条例第10条の規定による届出は、次に掲げる図書を添付した様式第3号による駐車施設設置(変更)届を提出して行わなければならない。

- (1) 駐車施設の付近見取図
- (2) 駐車施設の配置図
- (3) 駐車施設の平面図
- (4) 附置しなければならない駐車台数を算定した式
- (5) 公共交通機関利用促進措置の計画書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める図書

(適用除外とする非特定用途)

第9条 条例第11条第2項に規定する規則で定めるその全部又は一部を非特定用途に供する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる用途に当該建築物の全部又は一部を供するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する乳児院及び保育所
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設その他保守点検以外の目的で人が通常利用することのないもの
- (5) 不特定多数の者が利用する駅その他これに類するものから道路その他公共空地に至るまでの通路、階段及び傾斜路その他これらに類するもの

(証明書の様式)

第10条 条例第13条第3項に規定する証明書の様式は、様式第4号とする。

(措置命令書の様式)

第11条 条例第14条第3項に規定する措置命令書の様式は、様式第5号とする。

(施行細目の委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和42年10月1日から施行する。

(神戸市駐車場条例施行規則の廃止)

2 神戸市駐車場条例施行規則(昭和35年10月規則第58号)は、廃止する。

附 則(昭和48年12月28日規則第101号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年1月13日までに建築物の新築又は増築の工事に着手する者については、この規則による改正後の様式第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年6月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年5月30日規則第5号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月18日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

隔地駐車施設（変更）承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者（建築主）

郵便番号

住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者の氏名）

.....[㊤]

電話番号（ ） -

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月条例第54号）第9条第2項の規定により、隔地駐車施設の（設置・変更）を次のとおり申請します。

建築物の名称	
建築物の所在地	
建築物が位置する地区・地域	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 周辺地区
工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
隔地駐車施設の名称	
隔地駐車施設の所在地	
隔地駐車施設に設ける駐車台数	台・特定自動二輪車（ ）台
承認申請の理由	

以下、変更申請の場合のみ記入してください。

隔地駐車施設（変更）承認通知書の承認日及び番号	年 月 日 第 号
変更の概要	

受付欄		特記欄	
-----	--	-----	--

様式第2号（第6条関係）

隔地駐車施設設置完了届

年 月 日

神戸市長 宛

申請者（建築主）

郵便番号 _____

住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話番号 (_____) _____

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月条例第54号）第9条第4項の規定により、隔地駐車施設の設置完了を次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	
隔地駐車施設(変更)承認通知書の承認日及び番号	年 月 日 第 号

受付欄		特記欄	
-----	--	-----	--

様式第3号（第8条関係）

駐車施設設置（変更）届

年 月 日

神戸市長 宛

申請者（建築主）

郵便番号 _____

住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者の氏名）

電話番号（_____） _____

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月条例第54号）第10条の規定により、駐車施設の（設置・変更）を次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	
建築物が位置する 地区・地域	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 周辺地区
工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
駐車施設の設置台数	（ ）台・特定自動二輪車（ ）台 うち附置しなければならない駐車台数 （ ）台・特定自動二輪車（ ）台
確認申請の予定日	年 月 日
工事の着手予定日	年 月 日
附置の特例の承認 日及び番号	年 月 日 第 号

以下、変更届の場合のみ記入してください。

駐車施設設置（変更） 届の届出日及び番号	年 月 日 第 号
変更の概要	

受付欄		特記欄	
-----	--	-----	--

様式第4号（第11条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
職 名	氏 名
年 月 日生	
上記の者は、建築物に附置すべき駐車施設に関する条例(昭和42年3月条例第54号)第13条の規定により建築物又は駐車施設に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
神戸市長	
(1年有効)	
	

（裏）

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例 ぬきがき
（立入検査）
第13条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（以下省略）

縦6センチメートル 横8.5センチメートル

措置命令書

第 年 月 号 日

住所
氏名 様

神戸市長 

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月条例第54号）第14条第1項の規定に基づき、駐車施設の附置、原状回復その他違反を是正するために下記の措置をとるよう命ずる。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 措置の内容
- 3 措置を求める理由
- 4 措置を行う期限

以上